



目 次	ページ
規 則	
◎高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例 施行規則の一部を改正する規則	1
◎児童福祉法第56条の規定による費用の徴収に関する規則 の一部を改正する規則	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な 帰国の促進及び永住帰国後の自立の 支援に関する法律による介護機関の指 定 (福祉指導課)	1
○保安林の解除の予定 (治山林道課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通 知 (4件) (")	1
○高知県建設工事競争入札 (高知県外に 主たる営業所を有する建設業者) 参加 資格審査要綱の一部改正 (建設管理課)	2
○高知県測量、建設コンサルタント等業 務競争入札参加資格審査要綱の一部改 正 (")	2
○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)	3
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	4
公 告	
○高知県立交通安全子どもセンターの指 定管理者の募集 (県民生活・ 男女共同参 画課)	4
○土地改良区の役員の就退任 (2件) (農業基盤課)	4
○土地改良区の役員の退任 (")	5
○土地改良区の清算人の退職 (")	5
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	5
高知県公営企業局告示	
○告示 (平成21年から平成23年までに高知県公営企業局 が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般 競争入札又は指名競争入札の参加者の資格) の一部改 正	5
○告示 (平成21年から平成23年までに高知県公営企業局 が委託する庁舎等の清掃等の業務の契約に係る指名競	

争入札の参加者の資格) の一部改正 5

○告示 (平成21年から平成23年までに高知県公営企業局
が委託する庁舎等の清掃業務の特定調達契約に係る一
般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格) の一部
改正 5

高知県選挙管理委員会告示

◎告示 (その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支
援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とす
る施設の指定) の一部改正 (12・7 掲示) 6

高知県内水面漁場管理委員会公告

○平成24年における増殖目標量、期間等 6

招請公告

○招請 (浦戸湾東部流域下水道高須浄化
センター運転管理委託業務の一般競争
入札参加申請) の公告 (公園下水道
課) 8

規 則

高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則
の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年12月26日 高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第73号
**高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例施
行規則の一部を改正する規則**

高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則
(平成20年高知県規則第32号) の一部を次のように改正する。
第5条第7号中「第5条第5項」を「第5条第6項」に、「同
条第6項」を「同条第7項」に、「同条第7項」を「同条第8
項」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「同条第10項」を
「同条第11項」に、「同条第11項」を「同条第12項」に、「同条
第13項」を「同条第14項」に、「同条第14項」を「同条第15項」
に、「同条第15項」を「同条第16項」に、「同条第16項」を「同
条第17項」に、「同条第12項」を「同条第13項」に、「同条第21
項」を「同条第22項」に、「同条第22項」を「同条第23項」に改
める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

児童福祉法第56条の規定による費用の徴収に関する規則の一部  
を改正する規則をここに公布する。  
平成23年12月26日 高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第74号**  
**児童福祉法第56条の規定による費用の徴収に関する規則  
の一部を改正する規則**

児童福祉法第56条の規定による費用の徴収に関する規則 (昭和  
43年高知県規則第38号) の一部を次のように改正する。  
別表第2備考7の(3)中「第5条第5項」を「第5条第6項」  
に、「同条第6項」を「同条第7項」に、「同条第13項」を「同  
条第14項」に、「同条第14項」を「同条第15項」に、「同条第15  
項」を「同条第16項」に改め、同表備考11中「第5条第7項」を  
「第5条第8項」に改める。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行し、改正後の児童福祉法第56条  
の規定による費用の徴収に関する規則の規定は、平成23年10月1  
日から適用する。

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第792号**  
生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項及び中  
国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に  
関する法律 (平成6年法律第30号) においてその例によるものと  
された生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関とし  
て、次のとおり指定した。  
平成23年12月26日 高知県知事 尾崎 正直

| 指定年月日          | 事業者の名称及び主<br>たる事務所の所在地              | 事業所の名称及び所在地<br>並びにサービスの種類             |
|----------------|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 平成23年10<br>月1日 | 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田<br>駿河台二丁目9番地 | ニチイケアセンターいの<br>吾川郡いの町1700番地<br>居宅介護支援 |

**高知県告示第793号**  
次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法 (昭和26年法  
律第249号) 第30条の2の規定により告示する。  
平成23年12月26日 高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
高知市仁井田字向山3527の5
- 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
- 解除の理由  
道路用地とするため

**高知県告示第794号**

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成23年12月26日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的<br/>次に掲げる告示で定めるところによる。<br/>平成12年4月農林水産省告示第606号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法<br/>変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種<br/>次のとおりとする。<br/>（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第795号</b></p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成23年12月26日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的<br/>次に掲げる告示で定めるところによる。<br/>平成12年6月農林水産省告示第896号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法<br/>変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種<br/>次のとおりとする。<br/>（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに土佐市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第796号</b></p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成23年12月26日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林とし</p> | <p>て指定された目的<br/>次に掲げる告示で定めるところによる。<br/>平成12年10月農林水産省告示第1325号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法<br/>変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種<br/>次のとおりとする。<br/>（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第797号</b></p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成23年12月26日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的<br/>次に掲げる告示で定めるところによる。<br/>平成12年10月農林水産省告示第1328号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法<br/>変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種<br/>次のとおりとする。<br/>（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第798号</b></p> <p>高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱（平成18年12月高知県告示第771号）の一部を次のように改正する。</p> <p>平成23年12月26日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>第2条中「において定める」を「の規定により」に改める。</p> <p>第3条第4項中「申請しようとする者は、」を「受けようとする者は、知事が」に、「申請をするものとする」を「申請しなければならない」に改め、同条第5項中「に掲げる」を「の各号のいずれかに該当する」に改め、同項第3号中「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同項に次の1号を加える。</p> <p>(7) 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者<br/>ア 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号</p> | <p>において同じ。）<br/>イ 暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）<br/>ウ 役員等（法人にあっては代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等に該当するもの<br/>エ 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの<br/>オ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの<br/>カ 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの<br/>キ 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの<br/>ク 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの<br/>ケ 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの<br/>コ アからケまでに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの</p> |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>第5条の見出し中「審査結果」を「資格審査の結果」に改め、同条中「結果を」を「結果を知事が」に改める。</p> <p>第6条の見出しを「（申請内容の変更の届出）」に改める。</p> <p>第7条第3号中「第6号」を「第7号」に改める。</p> <p>第8条の見出しを「（会社の合併等による入札参加資格の承継の手續）」に改める。</p> <p>第9条第2項中「前項の」を「前項の規定による」に改め、同項第1号中「別に」を「知事が別に」に改める。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>この告示は、平成23年12月26日から施行する。</p> <p><b>高知県告示第799号</b></p> <p>高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

要綱（平成18年12月高知県告示第772号）の一部を次のように改正する。

平成23年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

第2条中「において定める」を「の規定により」に改める。

第3条第3項中「申請しようとする者は、」を「受けようとする者は、知事が」に、「申請をするものとする」を「申請しなければならない」に改め、同条第4項中「に掲げる」を「の各号のいずれかに該当する」に改め、同項第1号オ中「エ」を「オ」に改め、同号オを同号カとし、同号エを同号オとし、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者で今後個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を資格審査を申請する日までにしないもの、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者にあつては個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を資格審査を申請する日までにしない者、県内の市町村において新たに事業を開始しているが個人住民税の特別徴収義務者に該当するか否かの判断がされていない者にあつては個人住民税の特別徴収義務者に該当することとなったとき（個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときを含む。）に個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を資格審査を申請する日までにしない者

第3条第4項第2号ア中「ウからオまで」を「エからカまで」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者

ア 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）

イ 暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）

ウ 役員等（法人にあつては代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人（支配人、本店长、支店长その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等に該当するもの

エ 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りな

がら当該者を使用し、又は雇用しているもの  
オ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

カ 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

キ 役員等が、いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

ク 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

ケ 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

コ アからケまでに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

第5条の見出し中「審査結果」を「資格審査の結果」に改め、同条中「結果を」を「結果を知事が」に改める。

第6条の見出しを「（申請内容の変更の届出）」に改める。

第7条第3号中「第3条第4項第1号ウからオまで」を「第3条第4項第1号エからカまで及び第3号アからコまで」に改める。

第8条の見出しを「（会社の合併等による入札参加資格の承継の手續）」に改める。

第9条第2項中「前項の」を「前項の規定による」に改め、同項第1号中「別に」を「知事が別に」に改める。

**附 則**

この告示は、平成23年12月26日から施行する。

**高知県告示第800号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年12月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村宿毛
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-----|--------|-----------------|---------------|
|     |        |                 |               |

|                                                       |   |  |          |     |
|-------------------------------------------------------|---|--|----------|-----|
| 幡多郡三原村下切字<br>大平山973番2から<br>幡多郡三原村下切字<br>打越山917番16まで   | 前 |  | 3.9<br>} | 370 |
|                                                       |   |  | 19.6     |     |
| 幡多郡三原村下切字<br>大平山973番2から<br>幡多郡三原村下切字<br>打越山917番16まで   | A |  | 3.9<br>} | 368 |
|                                                       |   |  | 27.4     |     |
| 幡多郡三原村下切字<br>百合谷1117番地先から<br>幡多郡三原村下切字<br>打越山917番16まで | B |  | 8.2<br>} | 424 |
|                                                       |   |  | 27.4     |     |

**高知県告示第801号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年12月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大方大正
- 3 道路の区域

| 区 間                                                              | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |    |
|------------------------------------------------------------------|--------|-----------------|---------------|----|
| 高岡郡四万十町打井<br>川字幸次郎1512番8<br>から<br>高岡郡四万十町打井<br>川字幸次郎1511番8<br>まで | 前      |                 | 3.1<br>}      | 84 |
|                                                                  |        |                 | 9.4           |    |
| 高岡郡四万十町打井<br>川字幸次郎1511番8<br>まで                                   | 後      |                 | 9.4<br>}      | 84 |
|                                                                  |        |                 | 26.7          |    |

**高知県告示第802号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年12月26日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成23年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安満地福良
- 3 道路の区域

| 区 間                                                | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|----------------------------------------------------|--------|-----------------|---------------|
| 幡多郡大月町安満地<br>字宮添335番3から<br>幡多郡大月町安満地<br>字宮添339番2まで | 前      | 5.0<br>}        | 20            |
|                                                    | 後      | 5.0<br>}        | 20            |
|                                                    |        | 13.5            |               |
|                                                    |        | 13.5            |               |

**高知県告示第803号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成23年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

| 地名             | 地番     | 幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考 |
|----------------|--------|--------------|---------------|-----|
| 土佐市高岡<br>町字東高殿 | 甲816番1 | 4.9          | 7.65          |     |
|                |        | 4.9          | 1.55          |     |
|                |        | }            |               |     |
|                |        | 7.8          |               |     |
|                |        | 7.8          | 8.17          |     |

-----  
**公 告**  
-----

高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例（昭和45年高知県条例第1号）第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

平成23年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定管理者が業務を行う施設の概要

(1) 施設の名称

高知県立交通安全こどもセンター（以下「交通安全こどもセンター」という。）

- (2) 施設の所在地  
高知市比島四丁目8番地
- (3) 施設の概要  
募集要項に記載のとおり

2 指定管理者が行う業務

- (1) 交通安全こどもセンターの許可施設等の利用の許可に関する業務
- (2) 交通安全こどもセンターの許可施設等の利用料金の徴収に関する業務
- (3) 交通安全こどもセンターの施設等の維持管理に関する業務
- (4) 交通安全指導の実施に関する業務
- (5) 交通安全こどもセンターの設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

3 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でない認められるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格

高知県内に事業所又は営業所を有し、3の指定期間中、交通安全こどもセンターの利用において、県民の平等利用を確保し、住民サービスを向上させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図って効率的に交通安全こどもセンターの管理運営ができる法人その他の団体とする。

5 指定の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、7に持参又は郵送により提出すること。  
ア 2の業務に関する事業計画書  
イ 2の業務に関する収支予算書  
ウ 2の業務に関する管理代行料提案書  
エ 定款、規約その他これらに類する書類  
オ 法人にあつては当該法人の登記簿事項証明書、法人以外の団体にあつては当該団体の代表者の住民票（本籍地の記載は、不要とする。）の写し（いずれの書類も提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）
- カ 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- キ 募集要項に記載している応募資格の欠格事項等に該当しない旨の誓約書
- ク 設立趣旨書、事業内容を記載したパンフレット等団体の概要が分かるもの
- (2) 募集期間は、平成23年12月26日（月）から平成24年1月25日（水）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知

- 県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成24年1月25日午後5時15分までに必着すること。
- (3) (1)の提出書類の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (4) 募集の詳細及び指定管理者指定申請書の様式等については、募集要項を参照すること。  
なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7で行う。また、募集要項は、高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601/>）からも入手することができる。
- (5) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他

県は、指定管理者と交通安全こどもセンターの管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

7 指定管理者指定申請書等の提出場所及び募集要項の配布場所並びに問い合わせ先

郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目2-20  
高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課  
電話番号088-823-9319 ファクシミリ番号088-823-9879

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市介良乙丙土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成23年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住 所

(退任)

- 理事 竹内 邦雄 高知市介良丙 110
- 〃 竹内 範明 〃 〃 乙2925
- 〃 田中 孝親 〃 〃 丙 613
- 〃 桑原 久明 〃 〃 乙1788
- 〃 横山 壯 〃 〃 乙2079-17
- 〃 藤田 俊男 〃 〃 丙 425
- 〃 濱田 喜正 〃 〃 丙 543
- 〃 竹内 清幸 〃 〃 乙1381-2
- 〃 小松 親永 〃 〃 乙1420-1
- 〃 葛岡 博樹 〃 〃 乙2500

〃 西村清一郎 〃 〃 乙2688-4  
 〃 藤本 稲喜 〃 〃 乙2666-25  
 〃 竹村 幸男 〃 大津乙 548-1  
 監事 鍋島 良忠 〃 介良丙 77  
 〃 國澤 正勝 〃 〃 乙1643  
 (就任)  
 理事 竹内 邦雄 高知市介良丙 110  
 〃 田中 孝親 〃 〃 丙 613  
 〃 國澤 正勝 〃 〃 乙1643  
 〃 濱田 喜正 〃 〃 丙 543  
 〃 竹内 清幸 〃 〃 乙1381-2  
 〃 小松 親永 〃 〃 乙1420-1  
 〃 葛岡 博樹 〃 〃 乙2500  
 〃 西村清一郎 〃 〃 乙2688-4  
 〃 竹村 幸男 〃 大津乙 548-1  
 〃 鍋島 良忠 〃 介良丙 77  
 〃 竹内 義昭 〃 〃 乙2922  
 監事 川添 裕之 〃 〃 乙2160  
 〃 藤田 俊男 〃 〃 丙 425  
 〃 土居 耕樹 〃 〃 乙3290

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、安芸市赤野土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成23年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

| 役名   | 氏名    | 住 所              |
|------|-------|------------------|
| (退任) |       |                  |
| 理事   | 小笠原史郎 | 安芸市赤野 乙 176      |
| 〃    | 尾木 明夫 | 〃 〃 甲 686        |
| 〃    | 尾木 光雄 | 〃 〃 乙2933- 2     |
| 〃    | 川田 健夫 | 〃 〃 甲1711- 5     |
| 〃    | 河野 淳  | 〃 〃 甲 582        |
| 〃    | 栗山 浩和 | 〃 〃 乙2100- イ     |
| 〃    | 小松 功  | 〃 〃 甲2823        |
| 〃    | 小松 秀幸 | 〃 〃 乙1323        |
| 〃    | 仙頭 克幸 | 〃 〃 乙1425        |
| 〃    | 谷岡 良一 | 〃 〃 乙 224        |
| 〃    | 細川 浩利 | 〃 〃 乙 28- 1      |
| 〃    | 細川 靖夫 | 〃 〃 乙 869        |
| 〃    | 宮崎 善博 | 〃 〃 乙1833        |
| 〃    | 山中 輝義 | 〃 穴内 甲1180       |
| 〃    | 山中 利夫 | 〃 〃 甲2643        |
| 〃    | 茂井 栄勝 | 安芸郡芸西村和食甲4510- 3 |

監事 野老山 皓 安芸市赤野 乙1869  
 〃 村岡 勸 〃 〃 乙1472  
 (就任)  
 理事 山内 芳幸 安芸市穴内 甲 36  
 〃 小松恵一郎 〃 〃 甲 79- 1  
 〃 小松 和寿 安芸郡芸西村和食甲5812- 13  
 〃 岡林 幸彦 安芸市赤野 乙1380- 3  
 〃 小松 昭彦 〃 〃 乙1428  
 〃 小松 清 〃 〃 甲1763  
 〃 包國 康雄 〃 〃 乙 758  
 〃 有光 弘行 〃 〃 乙1857  
 〃 山中 昇 〃 〃 甲 881  
 〃 細川 共海 〃 〃 乙1913  
 〃 野町 章 〃 〃 甲2839  
 〃 岡村 源 〃 〃 乙 164  
 〃 包國 直樹 〃 〃 甲 192  
 〃 尾木 裕一 〃 〃 乙 493  
 〃 尾木 正二 〃 〃 乙2933- 123  
 〃 細川 正敏 〃 〃 乙1827  
 監事 村岡 勸 〃 〃 乙1472  
 〃 野老山 皓 〃 〃 乙1869  
 〃 細川 晃 〃 〃 乙1952- 2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、月ノ木土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成23年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

| 役名   | 氏名    | 住 所      |
|------|-------|----------|
| (退任) |       |          |
| 監事   | 久万 雅壽 | 南国市三島330 |
| 〃    | 小笠原英彦 | 〃 〃 165  |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、月ノ木土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成23年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

| 氏名    | 住 所          |
|-------|--------------|
| 池知 和彦 | 南国市上末松128- 2 |
| 比江森昭雄 | 〃 三島 676     |
| 池知 五男 | 〃 〃 697- 3   |
| 橋田 公義 | 〃 〃 191- 4   |

小笠原壽雄 〃 〃 744

~~~~~

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成23年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成23年5月17日 23高幡土開第2号	土佐清水市越前町 244番3ほか	土佐清水市越前町 6番1号 医療法人聖真会 理事長 溝渕 南海郎

公 営 企 業 局 告 示

高知県公営企業局告示第5号

平成20年12月高知県公営企業局告示第3号（平成21年から平成23年まで高知県公営企業局が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格）の一部を次のように改正する。

平成23年12月26日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

「平成23年12月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

高知県公営企業局告示第6号

平成20年12月高知県公営企業局告示第4号（平成21年から平成23年まで高知県公営企業局が委託する庁舎等の清掃、警備又は設備保守管理業務の契約に係る指名競争入札の参加者の資格）の一部を次のように改正する。

平成23年12月26日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

「平成23年12月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

高知県公営企業局告示第7号

平成20年12月高知県公営企業局告示第5号（平成21年から平成23年まで高知県公営企業局が委託する庁舎等の清掃業務の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に該当するものに係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格）の一部を次のように改正する。

平成23年12月26日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

「平成23年12月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第118号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年12月7日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

1 病院の表中

松本病院	四万十市中村山手通45番地	、 及 び を
吉井病院	四万十市中村大橋通六丁目7番5号	
幡多病院	四万十市右山天神町10番12号	
間崎病院	香美市香北町永野1979番地	

削る。
3 身体障害者支援施設の表中「身体障害者療護施設安芸療護園」を「障害者支援施設あき」に、「身体障害者療護施設のぞみの家」を「障害者支援施設のぞみの家」に、「身体障害者療護施設オイコニア」を「障害者支援施設オイコニア」に改める。

**内水面漁場管理
委員会公告**

高知県内水面の第五種共同漁業に対する平成24年における増殖目標量、期間等について、平成23年12月8日に次のとおり決定したので公告する。

平成23年12月26日

高知県内水面漁場管理委員会会長 樋口 清允

1 漁業権番号、漁場名及び魚種別の放流量

漁業権番号	漁場名	魚種別の放流量					
		あゆ (kg)	うなぎ		こい (kg)	あまご (kg)	もくずが に (尾数)
			(kg)	(尾数)			
内共第501号	野根川水系	30	12.5	250	—	15	1,000
内共第502号	西の川水系	30	12.5	250	—	15	1,000

内共第503号	羽根川水系	30	12.5	250	—	—	—
内共第504号	奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から下流	200	42.5	850	—	25	3,000
内共第505号	奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から上流	30	12.5	250	—	25	—
内共第506号	安田川水系	200	42.5	850	—	15	3,000
内共第507号	伊尾木川水系及び安芸川水系	300	42.5	850	—	15	3,000
内共第508号	赤野川水系	30	12.5	250	—	15	1,000
内共第509号	物部川水系	300	145	2,900	—	50	5,000
内共第510号	吉野川水系中発電用高敷えん堤から下流	300	90	1,800	—	25	3,000
内共第511号	吉野川水系中発電用高敷えん堤から上流	30	—	—	—	125	—
内共第512号	鏡川水系	300	12.5	250	—	15	3,000
内共第513号	仁淀川水系	500	145	2,900	—	50	5,000
内共第514号	新莊川水系	125	12.5	250	—	—	1,000
内共第515号	四万十川水系中発電用家地川えん堤から上流	300	42.5	850	—	15	3,000
内共第516号	四万十川水系中発電用家地川えん堤から下流	500	145	2,900	—	50	5,000
内共第517号	松田川水系	125	12.5	250	—	15	3,000
計	17件	3,330	795	15,900	—	470	40,000

2 種苗放流のほかに、次のような方法を組み合わせて総合的な増殖活動に積極的に取り組むこ

と。

産卵場造成（河川規模及び生息環境に見合った適正な産卵場面積の算出等）

そ上・降下の助長（河口開削、魚道の整備、汲み上げ再放流等）

増殖効果の改善（放流手法の改善、害魚等による食害の軽減等）

資源動態の把握（そ上・産卵・流下稚仔量調査等）

漁場環境保全活動の推進（山林及び水質の保全、水産用維持流量の確保等）

3 あゆについては、再生産につながる種苗等の放流に努めること。

4 うなぎについては、重量又は尾数のいずれかを満たせば良いものとし、放流種苗のサイズは、1尾当たり20グラムから50グラムまでのものを推奨する。

5 こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るため、増殖目標量は示さない。

6 種苗放流に当たっては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止等、魚類防疫対策に留意すること。

7 増殖を行うべき期間は、平成24年1月1日から同年12月31日までとする。

8 漁業権者は、7に掲げる期間の終了後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

招 請 公 告

次のとおり、浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター運転管理委託業務の一般競争入札参加申請を招請する。

平成23年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 業務の概要

(1) 対象業務

浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター運転管理委託業務

(2) 対象業務の内容

高知県土木部公園下水道課ホームページ (<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171801/>) に掲載する浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター運転管理委託業務一般競争入札公告による。

(3) 履行期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで。ただし、この業務に係る契約を締結した日から平成24年3月31日までの間は、現在業務を請け負っている事業者からの技術指導を受け、支障を来すことのないように当該業務を引き継ぐことを義務付ける。

(4) 履行場所

高知市高須304
浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加申請をする者に要求される資格

一般競争入札参加申請をすることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、3の(1)から(3)までにより事前にこの業務の一般競争入札参加資格があることの確認を受けた者であること。

- (1) 平成20年8月高知県告示第531号（平成21年から平成23年までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等）により入札参加資格が認められること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者

ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）の規定に基づく特定調停手続開始の申立てを行った者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者

- (4) この招請公告の日からこの業務の一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

3 一般競争入札参加申請手続等

- (1) 確認申請書の提出場所、入札書及び技術提案書の提出場所並びに問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県土木部公園下水道課 下水道担当

電話番号088-823-9854

電子メールアドレス171801@ken.pref.kochi.lg.jp

- (2) 確認申請書の提出方法

(1)の確認申請書の提出場所に持参し、又は郵送する（書留郵便によるものに限る。）こと。

- (3) 確認申請書の提出期間

平成23年12月26日（月）から平成24年1月16日（月）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）（郵送による場合は、平成24年1月16日午後5時までに(1)の確認申請書の提出場所に必着すること。）。

- (4) 入札書及び技術提案書の提出方法

(1)の入札書及び技術提案書の提出場所に持参し、又は郵送する（書留郵便によるものに限る。）こと。

- (5) 入札書及び技術提案書の提出期限

平成24年2月9日（木）午後5時

- (6) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成24年2月22日（水）午後2時

イ 場所

高知市高須304 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター2階 会議室

開札には、入札参加者の立会を認める。

- 4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第9条及び第10条の規定による。

- (3) 契約の保証

この業務に係る契約の締結時に、当該業務の受託者が業務を請け負うことが困難となった場合に受託者に代わって業務を請け負うことができる保証人を求めるものとする。保証人は、落札者が共同企業体であっても、単独事業者でなければならぬものとする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 資格審査に関する事項

2の(1)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この業務の一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成24年1月16日までに申請を行わなかったときは、この業務の一般競争入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この業務の一般競争入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この招請公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

- (6) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)と同じ。

- (7) その他

この業務の一般競争入札参加申請に係る入札の参加方法、入札の方法、落札の決定方法その他の詳細は、浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター運転管理委託業務一般競争入札公告を参照すること。

5 Summary

- (1) Eligibility conditions for procurement contracts: Comprehensive maintenance and management service at Takasu Sewage Disposal Center
- (2) Time limit of application for tender: 5:00 P.M. on Monday 16 January 2012
- (3) Time limit for tender: 5:00 P.M. on Thursday 9 February 2012
- (4) Documents required to be filled when submitting offers are available at: Parks and Sewerage Division, Department of Public Works, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi780-8570 Japan

Tel: 088-823-9854 Email: 171801@ken.pref.kochi.lg.jp